

旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業  
環境影響評価方法書に対する他の地方公共団体からの意見

本事業の対象事業実施区域は、町田市、大和市に近接しており、両市の一部が方法書対象地域になることから、横浜市環境影響評価条例第62条に基づき両市長と協議を行いました。この協議に基づき環境保全の見地からの意見を照会した結果、下記の意見が送付されました。

1 町田市

環境影響評価方法書に記載されている予測・評価手法のうち、特に町田市への影響が懸念される地下水位や工事用車両の走行による騒音振動について、広域にわたる環境影響を十分勘案されるようお願いしたい。

2 大和市

(1) 評価方法

特段の意見はありません。

(2) その他

建設期間中は、工事関係車両の通行等に関して、十分な配慮を行い、住民の安全確保に万全を期すこと。また、騒音・振動・粉じん等の発生防止に努め、苦情が発生した場合は誠実に対応すること。